

# 特 別 号

平成23年4月11日発行  
 発行元 社団法人大崎法人会  
 宮城県大崎市古川東町5番46号  
 古川商工会議所会館3階  
 TEL 0229-23-5859 FAX 22-6395  
 E-mail ohsakih@cocoa.ocn.ne.jp  
 URL http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/



## 国税の申告・納付等の 期限延長の措置

◇今般の地震の被災状況は、明らかになっていませんが、今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限（3月15日）が差し迫っている中で発生したことに、かみ、当面の対応として、多大な被害を受けているとの報道がある地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。

◇この地域に納税地を有する納税者につきましては、東北地方太平洋沖地震がおきた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

◇この他の地域に納税地を有する納税者につきましては、交通途絶等により、申告等が困難な方につきましては、申告等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、所轄の税務署にご相談ください。

なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

※延長後の振替納付日については、別途お知らせいたします。  
 詳しくは、古川税務署  
 ☎22-1711へ

## 県税に関する申告等の 期限の延長について

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に対する措置として、地震が発生した平成23年3月11日以後に申告や納付等の期限が到来する県税について、その期限を延長します。

**指定地域**  
 宮城県内全域

**対象税目**  
 県内に住所や事務所等がある方に係るすべての県税

※ただし、証紙徴収等によるものは除きます。また、個人県民税については、個人市町村民税と併せて課税されますので、市町村の取扱いによることとなります。

**延長期限**  
 当分の間

※今後、被災者の状況等に配慮しながら検討し、後日定めることとなります。

（注）給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください）。

**【受付時間】**  
 8時30分から17時までです。  
 古川税務署（源泉所得税担当）  
 ☎22-2654へ

**振替納税の延期のお知らせ**  
 平成23年3月15日付国税庁告示第8号により青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の納税者につきましては、申告・納付等の期限を延長したことに伴い、次の振替納付日も延長することとなります。

※延長後の振替納付日については、別途お知らせいたします。

**納期等の区分**  
**○申告所得税**  
 平成22年分 確定申告分は、当初の振替納付日平成23年4月22日（金）から延長することとなります。  
**○消費税及び地方消費税（個人事業者）** 平成22年分 確定申告分等  
 当初の振替納付日平成23年4月27日（水）から延長することとなります。

## 災害被災者に対する源泉所得税の徴収猶予・還付申請

**【概要】**  
 震災、風水害、落雷、火災のよるな災害により、自身（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下である者を含みます。）の住宅又は家財がその価額の50%以上の損害を受け、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1000万円以下の人（以下「被災給与所得者等」といいます。）が、給与等、公的年金等、報酬金等から徴収される（又は徴収された）源泉所得の徴収猶予や還付を受けるために行う手続です。

**【手続根拠】**  
 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条、同法施行令第3条の2、4条、8条

**【手続対象者】**  
 右記概要欄の被災給与所得者等で、同欄の源泉所得税の徴収猶予や還付を受けようとする人

**【提出時期】**  
 ①所得税を徴収されるべき給与等

や公的年金等、報酬金等について徴収の猶予を受けようとする場合には、最初に支払を受ける日の前日までに提出してください。

**【提出方法】**  
 申請書を作成の上、提出先に持参又は送付してください。

**【手数料】**  
 不要です。

**【添付書類・部数】**  
 日雇給与については還付を受けようとする場合は、徴収された税額を証する書類 1部

**【申請書様式・記載要領】** ※省略

**【提出先】**  
 ①給与等又は公的年金等については 徴収猶予の申請を行う場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を経由して申請者の源泉所得税の納税地の所轄税務署（日雇給与の場合は直接、申請者の納税地の所轄税務署へ）  
 ②報酬等については 徴収猶予の申請を行う場合には、直接、申請者の納税地の所轄税務署へそれぞれ提出してください。

## 災害により被害を受けた場合の県税の減免等について

**1 減免制度**  
**国税**  
 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税の確定申告の際、雑損控除又は災害減免法により、税額の全部又は一部を軽減することができます。相続税及び贈与税等についても、税額が軽減される場合があります。

**県税**  
 自動車税について、所有している自動車に損傷を受け、運行できない状況が10日間を超える場合には、当該年度における税額が全部又は一部減免となる場合があります。

個人事業税について、事業用資産の全部又は一部について損害を受けた場合、税額が全部又は一部減免となる場合があります。

不動産取得税について、取得した家屋が取得した日から1年以内に滅失又は損壊したとき、又は倒壊した家屋に代わるものとして2年以内に家屋を代替取得する場合には、税額が全部又は一部減免となる場合があります。

市町村税  
 住民税、固定資産税、国民健康保険税等については、損害の程度及び所得金額に応じ、税額が全部又は一部減免となる場合があります。

**2 納税猶予制度**  
 納期限までに納税することができない方について、納税の猶予が受けられる場合があります。

**3 期限延長制度**  
 期限までに申告書等の提出又は納税することができないときは、災害がやんだ日から2か月以内限り、その期限の延長が受けられる場合があります。

詳しくは、  
**宮城県総務部税務課企画班**  
 ☎022-211-2323へ

みなさまへ  
 謹んで、地震により被害を受けられた皆様へ、お見舞い申し上げます。  
 一日も早い復興を心よりご祈念申し上げます。

「おおさき」は、奇数月の隔月発行ですが、3月11日に発生した東日本大震災で被災された企業の皆様に、国税や県税の納税・申告等、さらには企業対応の分野で必要な情報を盛り込み、特別号として発行いたしました。

社団法人大崎法人会  
 会長 皆川 清

# 大規模震災における 労務管理Q&A

〈社会保険労務士〉本領 晃

今回の未曾有ともいうべき東北地方太平洋沖地震に対する人事・労務緊急対策に対する会社（人事労務部門）が行うべき緊急対策、そして災害における事業経営のなかで、発生しうる労働法の問題についてまとめました。

時に時間外労働または休日労働をさせることが必要な場合、その必要限度まで従業員に時間外・休日労働をさせることができるかとされています。

ただし、この場合、事前に所轄労働基準監督署長の許可を受けることが必要です。

**Q1** 災害により臨時に時間外労働又は休日労働を命じることが出来ますか？

**A1** 可能です。災害その他避けることのできない事由があり、臨時に時間外労働または休日労働を命じることが出来ます。

働者と区別して時間外労働及び休日労働は規制されていますが、災害時等の場合は、所轄労働基準監督署長の許可を受けることにより、年少者にも時間外・休日労働・深夜業が認められています。

（労働基準法第33条第1項）また、当然ながら割増賃金の支払いが必要となります。

**Q2** 災害により「時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定）」に定める延長可能な労働時間の限度（例 1ヶ月45時間）を超えて従業員に時間外・休日労働を命じることが出来ますか？

**A2** 可能です。災害その他避けることができない事由であれば、36協定に定める時間を超えて従業員に時間外・休日労働を命じることが出来ます。

この場合も、事後の届出が必要になります。また、当然ながら割増賃金の支払いは必要となります。

**Q3** 従業員から、住宅の修理、家族の安否確認など、緊急事態です。可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されていますか？

**A3** 法律上に定めはないので、これらの休暇を与える必要はありません。ですから、新たに特別な休暇を付与する必要はありません。

一方、有給休暇として請求された場合には、通常通り、事業の正常な運営の妨げとならない限り、時季の変更はできません（労働基準法第39条）。

また、慶弔休暇規程等に災害休暇や見舞休暇がある場合は、その規程に従い、付与することになります。もつとも、緊急事態です。可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されていますか？

また、慶弔休暇規程等に災害休暇や見舞休暇がある場合は、その規程に従い、付与することになります。もつとも、緊急事態です。可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されていますか？

また、慶弔休暇規程等に災害休暇や見舞休暇がある場合は、その規程に従い、付与することになります。もつとも、緊急事態です。可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されていますか？

また、慶弔休暇規程等に災害休暇や見舞休暇がある場合は、その規程に従い、付与することになります。もつとも、緊急事態です。可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されていますか？

また、慶弔休暇規程等に災害休暇や見舞休暇がある場合は、その規程に従い、付与することになります。もつとも、緊急事態です。可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されていますか？

なお、当然ながら特別な休暇や有給などを与えない場合においても、本人が会社を休むといった場合に強制労働をさせることはできず、ふつうに欠勤扱いとして、その分の賃金を控除することになります。

**Q4** 店舗や事務所が倒壊し、営業できません。従業員を休ませないといけません。

**A4** 給与を支払う必要はありません。給与を支払う必要はありません。

**Q5** 被災した従業員から給与の前借をしたいという申出がありました。会社として応じないといけないのでしょうか？

**A5** まず、給与を2つに分けて考えます。既往の労働（昨日まで働いた分）の給与は、災害時には従業員の請求があった場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません（労働基準法第25条労働基準法施行規則第9条）。

しかし、今回の場合は、自然災害なので、会社の都合ではありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

一方、お客様が来ないだろう、仕入れができないといった間接的な理由で、店舗や事務所を休みにすると、休業手当の支払いが必要になると考えます。

被災した従業員から給与の前借をしたいという申出がありました。会社として応じないといけないのでしょうか？

まず、給与を2つに分けて考えます。既往の労働（昨日まで働いた分）の給与は、災害時には従業員の請求があった場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません（労働基準法第25条労働基準法施行規則第9条）。

しかし、今回の場合は、自然災害なので、会社の都合ではありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

一方、お客様が来ないだろう、仕入れができないといった間接的な理由で、店舗や事務所を休みにすると、休業手当の支払いが必要になると考えます。

被災した従業員から給与の前借をしたいという申出がありました。会社として応じないといけないのでしょうか？

まず、給与を2つに分けて考えます。既往の労働（昨日まで働いた分）の給与は、災害時には従業員の請求があった場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません（労働基準法第25条労働基準法施行規則第9条）。

しかし、今回の場合は、自然災害なので、会社の都合ではありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

一方、お客様が来ないだろう、仕入れができないといった間接的な理由で、店舗や事務所を休みにすると、休業手当の支払いが必要になると考えます。

被災した従業員から給与の前借をしたいという申出がありました。会社として応じないといけないのでしょうか？

まず、給与を2つに分けて考えます。既往の労働（昨日まで働いた分）の給与は、災害時には従業員の請求があった場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません（労働基準法第25条労働基準法施行規則第9条）。

しかし、今回の場合は、自然災害なので、会社の都合ではありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

一方、お客様が来ないだろう、仕入れができないといった間接的な理由で、店舗や事務所を休みにすると、休業手当の支払いが必要になると考えます。

被災した従業員から給与の前借をしたいという申出がありました。会社として応じないといけないのでしょうか？

まず、給与を2つに分けて考えます。既往の労働（昨日まで働いた分）の給与は、災害時には従業員の請求があった場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません（労働基準法第25条労働基準法施行規則第9条）。

しかし、今回の場合は、自然災害なので、会社の都合ではありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。